

三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、三重県立図書館（以下「県立図書館」という。）が実施する雑誌スポンサー制度の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌表紙カバー等への広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が購入する雑誌の最新号の表紙カバー等に広告を掲載した上で、県立図書館の利用者の閲覧に供するものである。

なお、広告主は、広告を掲載する雑誌を県立図書館に寄附するものとする。

(広告の対象雑誌)

第3条 県立図書館は、広告を掲載する雑誌を「雑誌スポンサー制度対象雑誌」として提示することとする。

2 雑誌スポンサー制度対象雑誌の配架位置は県立図書館が決定する。

3 広告主が第1項に規定する雑誌スポンサー制度対象雑誌以外の雑誌への広告掲載を希望する場合は、県立図書館と広告主双方が協議のうえ、解決を図るものとする。

(広告の掲載基準)

第4条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、別紙「三重県立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準」のとおりとする。

(広告の掲載位置及び規格等)

第5条 要綱第4条に規定する広告の掲載位置及び規格等は別表のとおりとする。

なお、スポンサー情報発信コーナーの場所及びコーナーにおける配布用チラシの配架位置は県立図書館が決定する。

(広告の掲載期間)

第6条 要綱第5条に規定する広告の掲載期間は、原則として、4月1日から翌年3月31日までとし、年度途中に掲載を決定した場合は、掲載を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとする。

2 掲載期間満了の3ヶ月前までに、県立図書館または広告主いずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(広告の募集方法)

第7条 要綱第6条の規定による広告の募集は、原則として県立図書館ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。

2 広告の掲載を希望する者は、「三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載申込書兼誓約書（第1号様式）」（以下「申込書」という。）を県立図書館に提出するものとする。

(広告掲載の決定及び承諾)

第8条 県立図書館は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査し、広告の掲載を決定する。

2 県立図書館は、前項の規定により広告の掲載が決定したときは、「三重県立図書館雑誌スポンサー広告（掲載・不掲載）決定通知書（第2号様式）」により当該申込者に通知する。

- 3 広告主は、県が指定する期限までに、「三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載承諾書（第3号様式）」を県に提出するものとする。
- 4 同一の雑誌スポンサー制度対象雑誌に複数の申込みがあった場合には、要綱第7条に基づき決定する。

（費用負担等）

- 第9条 広告主は、設置する雑誌代金を県立図書館指定の納入事業者（以下「納入業者」という。）に支払うものとする。
- 2 支払いは、原則年度末までの一括前払いとし、価格変動（消費税額変更を含む）や年度途中における広告取りやめによる追加徴収、返金を行わない。
 - 3 振込手数料等、支払いにかかる諸経費は、広告主の負担とする。
 - 4 チラシの制作、印刷、県立図書館への配送等は広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。
 - 5 広告主が提供する雑誌の休刊、臨時増刊など、期間中に生じた不測の事態については、広告主、納入事業者、県立図書館の三者で取扱いを協議する。

（広告内容の変更）

- 第10条 広告主が広告内容の変更を行う場合、軽微な変更を除き、「三重県立図書館雑誌スポンサー広告変更協議書（第4号様式）」（以下「協議書」という。）を変更希望日の2週間前までに県立図書館に提出する。県立図書館は、その内容を審査し広告内容変更の可否を決定し、第8条第2項に準じて広告主に通知する。
- 2 広告内容の変更は、同一月に一回までとする。

（広告主の責務）

- 第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。
 - 3 広告主は、第三者から、広告に関連して苦情の申立又は損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（審査会）

- 第12条 要綱第11条の規定により、雑誌表紙カバー等への広告掲載や内容変更の可否を審査するため、三重県立図書館雑誌スポンサー審査会（以下「審査会」という。）を設ける。
- 2 審査会は三重県立図書館資料選定委員会の委員をもって構成する。
 - 3 審査会の会議は、館長がその議長となる。
 - 4 館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、あらかじめ館長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 審査会の会議は、館長を含む構成員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、館長の決するところによる。
 - 7 館長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
 - 8 館長は、審査の参考とするために、健康福祉部少子化対策課、環境生活部人権課及び環境生活部くらし・交通安全課に意見を求めるものとする。

(事務局)

第 13 条 審査会の事務局は、県立図書館に置く。

(協議)

第 14 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県立図書館と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 15 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

1 この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

	掲載位置	規格	内容
1	雑誌最新号表紙カバー	縦 4cm 程度×横 13cm 程度 片面のみ	広告主名（カラー可）
2	雑誌最新号裏面カバー	各雑誌の大きさ未満 片面のみ	広告主制作の広告 （カラー可）
3	雑誌最新号書架棚	各雑誌の大きさ以内 片面のみ	広告主制作の広告 （カラー可）
4	スポンサー情報発信コーナー	A 4 版以内 1 種類のみ・両面可	広告主制作の配布用 チラシ（カラー可）

三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載申込書兼誓約書

平成 年 月 日

三重県立図書館長 あて

住 所

申込者

印

（法人名称及び代表者名、事業所在地を記入・押印）

三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

なお、申込みにあたっては、法令等を順守していること、「三重県広告掲載要綱」、「三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」及び「三重県立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準」の広告掲載基準等を順守すること、並びに、この申込みが事実と相違ないことを誓約します。

この誓約が、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対して県立図書館が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 広告の掲載を希望する雑誌 申込冊数 冊

希望順位	雑 誌 名	出 版 社

2 広告の内容（例：自社のPR広告、自社商品のPR広告等）

3 広告掲載希望期間 平成 年 月 1 日 から 平成 年 3 月 3 1 日 まで

4 添付資料

- (1) 広告図案
- (2) 申込者の活動概要が分かる書類（パンフレットやホームページに掲載している概要等をプリントしたものなど）

5 担当者連絡先等

- (1) 担当部署
- (2) 担当者名
- (3) 電話番号
- (4) ファックス番号
- (5) 電子メールアドレス
- (6) ホームページ URL

三重県立図書館雑誌スポンサー広告（掲載・不掲載）決定通知書

平成 年 月 日
様

三重県立図書館長 ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日付けで申込みのありました三重県立図書館雑誌スポンサー広告の掲載について審査を行ったところ、下記のとおり決定したので通知します。

なお、平成 年 月 日までに「三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」第8条に基づく「三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載承諾書（第3号様式）」を提出してください。

記

1 広告掲載の可否

- （1）決定事項 掲載可 ・ 掲載不可
（2）決定理由

2 掲載決定雑誌

雑 誌 名	出 版 社

3 掲載期間 平成 年 月 1 日 から 平成 年 3 月 3 1 日 まで

ただし、期間満了の3か月前までに、広告主または三重県立図書館いずれからも書面による解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載承諾書

平成 年 月 日

三重県立図書館長 あて

住 所

広告主

印

（法人名称及び代表者名、事業所在地を記入・押印）

三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第8条の規定に基づき、下記の内容について承諾します。

記

平成 年 月 日付けで決定を受けた三重県雑誌スポンサー広告掲載について、「三重県広告掲載要綱」、「三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」及び「三重県立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準」に定める事項を順守し、三重県立図書館から指示があった場合には誠実に対応します。

○担当者連絡先等

- (1) 担当部署
- (2) 担当者名
- (3) 電話番号
- (4) ファックス番号
- (5) 電子メールアドレス

三重県立図書館雑誌スポンサー広告変更協議書

平成 年 月 日

三重県立図書館長 あて

住 所

広告主

印

（法人名称及び代表者名、事業所在地を記入・押印）

三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第 10 条の規定に基づき、下記のとおり変更を協議します。

記

1 広告の変更掲載を希望する雑誌

雑 誌 名	出 版 社

2 広告の変更内容

3 広告変更希望日 平成 年 月 日

4 添付資料
（広告図案）

5 担当者連絡先等

- (1) 担当部署
- (2) 担当者名
- (3) 電話番号
- (4) ファックス番号
- (5) 電子メールアドレス
- (6) ホームページ URL